

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
有 ・ 無期限	
平成 20 年 2 月 18 日から 平成 30 年 2 月 17 日まで	

基監発第 0218001 号

平成 20 年 2 月 18 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する
法律の施行を踏まえた都道府県労働局における業務の推進に係る
具体的実施要領について

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 72 号）による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「パートタイム労働法」という。）の施行を踏まえた都道府県労働局（以下「局」という。）における業務の推進については、平成 20 年 2 月 1 日付け地発第 0201003 号・基発第 0201001 号・職発第 0201002 号・雇児発第 0201002 号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた都道府県労働局における業務の推進について」（以下「業務推進通達」という。）により指示されたところであるが、このうちパートタイム労働法第 6 条及び第 7 条（以下「パートタイム労働法第 6 条等」という。）に係る相談の処理等について、具体的な実施要領を下記のとおり定めたので、その適切な推進に遺憾なきを期されたい。

なお、平成 5 年 12 月 1 日付け基監発第 46 号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に伴う短時間労働者対策の推進に当たって留意すべき事項について」は、本通達をもって廃止する。

記

1 パートタイム労働法第 6 条等に関する相談の処理等

パートタイム労働法第 6 条等に関する相談については、業務推進通達の記の 6 による処理に加え、労働基準監督署（以下「署」という。）及び局労働基準部監督課（以下「監督課」という。）においては、次により処理すること。

(1) パートタイム労働法第 6 条について

ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 15 条違反のおそれがある場合

パートタイム労働法第 6 条第 1 項違反が認められる場合には、リーフレットやパンフレット（以下「パンフレット等」という）を活用する等により、その趣旨、内容を説明し、是正を促すこと。

監督課を経由して局雇用均等室（以下「雇用均等室」という。）に対し、当該事業場に関する情報や相談の対応等の情報（以下「事業場情報」という。）について連絡すること。

パンフレット等を活用する等により、その趣旨、内容を説明し、是正を促すこと。また、その後速やかに、監督課を経由して雇用均等室に対し、当該事業場情報について連絡すること。

パンフレット等を活用する等により、その趣旨、内容を説明し、改善を促すこと。また、その後速やかに、監督課を経由して雇用均等室に対し、当該事業場情報について連絡すること。

イ 法第 15 条違反のおそれがない場合

法第 15 条違反のおそれがない場合については、電話等により、事業主に状況を確認の上、必要に応じ、パートタイム労働法第 6 条についてその趣旨、内容を説明し、是正又は改善を促すこと。また、その後速やかに、監督課を経由して雇用均等室に対し、当該事業場情報について連絡すること。

(2) パートタイム労働法第 7 条について

ア 法第 90 条違反のおそれがある場合

パンフレット等を活用する等により、その趣旨、内容を説明し、改善を促すこと。また、その後速やかに、監督課を経由して雇用均等室に対し、当該事業場情報について連絡すること。

イ 法第 90 条違反のおそれがない場合

法第 90 条違反のおそれがない場合については、電話等により、事業主に状況を確認の上、必要に応じ、パートタイム労働法第 7 条についてその趣旨、内

容を説明し、改善を促すこと。また、その後速やかに、監督課を経由して雇用均等室に対し、当該事業場情報について連絡すること。

- (3) 上記(1)及び(2)の雇用均等室への連絡については、署で使用している相談票又は別添の連絡票を送付する方法により行うこと。

なお、上記連絡を行った場合、業務推進通達の記の6の(4)のイにより雇用均等室から当該事業場に対しパートタイム労働法第6条等の違反に関する履行状況が確認されることとなるため、情報提供については、法第15条その他の労働基準関係法令違反の是正状況を勘案し、これら違反の是正に支障が生じないように留意の上、適切な時期に行うこと。

- (4) 業務推進通達の記の6の(3)のイのなお書における処理については、署において行う必要はないこと。本処理については、監督課において、労働基準行政情報システムにより把握した法第15条の違反件数を雇用均等室に毎月1回、定期的に連絡すること。

2 上記1以外の監督指導時の処理

上記1以外の監督指導の際に、パートタイム労働法第6条等の違反がみられた場合についても、上記1と同様に処理すること。

3 上記1及び2の処理に当たって留意すべき事項

パートタイム労働法においては労働基準監督官の権限について規定が設けられていないことから、同法を根拠として労働基準監督官としての権限行使は行えないものであることに留意すること。